

建設工事における主任（監理）技術者の兼務に関する適用一覧

（別添）

想定される配置技術者のパターン毎に兼務の可否を明示した（兼務できる場合：“○”、兼務できない場合：“×”）

〈専任の主任技術者が兼務できる場合の基本パターン〉

主	○	工事①	工事②
請負代金額		3,500万円以上※1	3,500万円以上※1
主任技術者		技術者A	
監理技術者		—	—

※兼務できるのは原則2件まで

【兼務を認める要件】

・専任の主任技術者は「密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらを管理することができる」

〈密接な関係とは〉

・資材を一括調達するもの、同一の下請け業者で施工 など

〈近接とは〉

・工事現場の相互の間隔が10km程度

〈監理技術者が兼務できる場合の基本パターン〉

監	○	工事①	工事②
請負代金額		下請4,000万円以上※2	下請4,000万円以上※2
監理技術者		技術者A（特例監理技術者）	
監理技術者補佐		技術者B	技術者C

※兼務できる工事数は2件まで

【兼務を認める要件】

・松本市が発注した工事であること。（ただし、国又は県等の公共機関が発注した工事、当該機関の長が兼務を認めた場合はこの限りではない。）

・兼務する工事現場がいずれも「松本市内」であること。

・工事現場毎に専任の監理技術者補佐を置くこと。

・技術的難易度が高い工事（トンネル、長大橋、美術館など）でないこと。

・24時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同土でないこと。

①非専任の主任技術者と特例監理技術者が工事を兼務する場合

1	○	工事①	工事②
請負代金額		3,500万円未満※1	下請4,000万円以上※2
主任技術者		技術者A	—
監理技術者		—	技術者B
監理技術者補佐		—	—

2	○	工事①	工事②	工事③
請負代金額		3,500万円未満※1	下請4,000万円以上※2	下請4,000万円以上※2
主任技術者		技術者A	—	—
監理技術者		—	技術者B（特例監理技術者）	
監理技術者補佐		—	技術者C	技術者D

3	○	工事①	工事②
請負代金額		3,500万円未満※1	下請4,000万円以上※2
主任技術者		技術者A	—
監理技術者		—	技術者A（特例監理技術者）
監理技術者補佐		—	技術者B

※主任技術者、特例監理技術者ともに非専任であるため兼務できる。

4	×	工事①	工事②	工事③
請負代金額		3,500万円未満※1	下請4,000万円以上※2	下請4,000万円以上※2
主任技術者		技術者A	—	—
監理技術者		—	技術者A（特例監理技術者）	
監理技術者補佐		—	技術者B	技術者C

※特例監理技術者が兼務できる工事数は2件まで

②専任の主任技術者と特例監理技術者が工事を兼務する場合

5	○	工事①	工事②
請負代金額		3,500万円以上※1	下請4,000万円以上※2
主任技術者		技術者A	—
監理技術者		—	技術者B
監理技術者補佐		—	—

6	○	工事①	工事②	工事③
請負代金額		3,500万円以上※1	下請4,000万円以上※2	下請4,000万円以上※2
主任技術者		技術者A	—	—
監理技術者		—	技術者B（特例監理技術者）	
監理技術者補佐		—	技術者C	技術者D

7	×	工事①	工事②
請負代金額		3,500万円以上※1	下請4,000万円以上※2
主任技術者		技術者A	—
監理技術者		—	技術者A（特例監理技術者）
監理技術者補佐		—	技術者B

※専任の主任技術者とは兼務できない。

8	×	工事①	工事②	工事③
請負代金額		3,500万円以上※1	下請4,000万円以上※2	下請4,000万円以上※2
主任技術者		技術者A	—	—
監理技術者		—	技術者A（特例監理技術者）	
監理技術者補佐		—	技術者B	技術者C

※専任の主任技術者とは兼務できない。また、特例監理技術者が兼務できる工事数は2件まで

9	×	工事①	工事②	工事③
請負代金額		3,500万円以上※1	下請4,000万円以上※2	下請4,000万円以上※2
主任技術者		—	—	—
監理技術者		技術者A（特例監理技術者）		
監理技術者補佐		技術者B	技術者C	技術者D

※特例監理技術者が兼務できる工事数は2件まで

※1 建築一式工事の場合は7,000万円

※2 建築一式工事の場合は6,000万円